

令和7・8年度 水道施設工事のうち導送配水管布設工事入札参加資格における変更届について

申請内容に変更があった場合、その変更事由が生じた日（登記等の手続きが必要な場合は手続き完了の日）から1か月以内に変更届を提出。

【変更届に伴う提出様式及び添付書類一覧】 ※主な変更等内容を記載しています。

変更等の内容	提出様式						添付書類				その他
	24号	4号	5号	13号	18号	参考様式※1	登記簿謄本※2	委任状※3	建設業許可書※4	経営結果通知書※5	
1 代表者及び商号又は名称	○					△	○				
2 本社所在地	○						○				様式第24号に郵便番号、小中学校区も記載
3 本社の電話番号等の連絡先	○										
4 建設業許可の変更、廃止（一部又は全廃）	○								○		変更が無い場合は、更新後の建設業許可通知書のみ提出
5 技術職員等の採用、退職、資格の変更	○	○	○		○						有する資格等を証する資料及び雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し
6 経営事項審査の更新（一部又は全部）	○									○	変更が無い場合は、更新後の経営事項審査結果通知書の写しのみ提出
7 合併等による入札参加資格の引継ぎ	○			○			○	△	○	○	事業の引継ぎをしたことがわかる書類（譲渡契約書、株主総会議事録、取締役会議事録等）

※1：使用印鑑に変更がある場合 ※2：登記簿謄本又は登記事項証明書の写し ※3：委任が行われている場合、委任状の様式は任意

※4：建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し ※5：経営事項審査結果通知書の写し又は受付後の経営事項審査申請書（表紙）の写し

注）変更届の遅延により、次回の格付けにおいて減点となる場合がありますのでご注意ください。

【参考：変更届遅滞による減点】

- ア 提出遅延が1回目（1か月を超えて3か月未満）の場合 0点減点
- イ 提出遅延が1回目（3か月以上）の場合 5点減点
- ウ 提出遅延が2回目以降の場合  
2回目以降の遅延1回につき5点を上記ア又はイの点数に加算した点
- エ 変更届の未提出を確認した場合 10点減点